

令和3年度 第5回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日時：令和4年2月18日（金）18：00～19：10

開催場所：伊丹市立総合教育センター 3階 多目的室

出席委員：直田会長、有田副会長、白井委員、阿部委員、岡田（久）委員、宮内委員、岡田（眞）委員（順不同）

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中7名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者なし。
- ・あらかじめ郵送した会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、阿部委員と岡田（眞）委員。

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

議 論

会 長： ただいまより、令和3年度第5回伊丹市参画協働推進委員会を始めさせていただきます。前回は、条例に基づく制度・事業の運用に関する議論も踏まえ、条例改正の必要性について、ご議論いただいた。

第3回、第4回の委員会において、各委員よりいただいたご意見をまとめ、答申案を作成しており、本日は、答申案の修正の有無を中心にご議論いただければと思う。

それでは、事務局より答申案についてご説明をお願いしたい。

事務局： 答申案について、資料①をご覧ください。まず、「1 はじめに」

では、諮問書に応じた形で記載している。「2（1）現行の規定の見直しについて」では、現行規定の改廃はなく、新たに規定すべき項目もなしという結論をいただいたので、その旨を記載している。一方、解説書の必要性についてご指摘いただいたので、「解説書」に関して記載している。「2（2）条例に基づく制度・事業の運用について」では、「①参画と協働のまちづくりの推進について」、「②条例の理解・促進について」、「③情報の発信及び共有と学習の機会の提供について」、「④協働事業について」の4点を項目出ししている。「3 さいごに」の部分においては、委員会で出た様々なご意見について、今後の社会情勢に応じて施策を推進していくという形で記載している。以上が答申案の内容となっており、事務局として今回の答申案においては、「解説書」、「デジタル化の推進」、「関係住民を巻き込んだ取組」の3点をポイントとして考えている。最後に「参考」として、ご審議いただいた委員や会議日程について記載しており、また、これまでの委員会においていただいたご意見を、答申案でまとめた項目ごとに箇条書きで記載している。なお、答申案でまとめた内容は、こちらに列挙した内容をもとに作成している。

会 長： 資料②については、平成30年度の見直しにおける答申書となっており、今回の答申案もそれを踏襲する形で作成されたかと思う。それでは、事務局からの説明をもとに、答申案についてご意見をいただきたい。

F委員： 市民まちづくりプラザの一員として、作成された答申案の内容を実践していく側の立場として拝読する中で、より具体的にターゲットなどが記載されており、取り組む内容のイメージがしやすいと感じた。答申案についても修正等は特段不要であると思う。

C委員： 委員会の内容は市民の立場としては難しいものであり、日常生活の中では気付くことがなかったが、市民が色々と参加できるように、行政が市民に寄り添っているということが、まちづくり基本条例の内容にあるということに気付くことができたことは良かった。条例の内容をより多

くの市民が知って、色々と参加できるようになるといいと思う。

E委員： 答申案の2ページの③にあるように、デジタル化の推進について、若い世代の自治会加入率が減少傾向にあるということで、情報発信にデジタル化が必要だと思う。一方で、自治会に多くいらっしゃるのは高齢者の方が多いことから、ハイブリッドによる情報発信に努める必要があると思う。地域での活動等においてもデジタル化は必要であると思うので、それらの支援もお願いできればと思う。

会 長： デジタル化といっても幅広いため、全てがスマホでというわけにもいかないと思う。いずれにしても、若い世代を巻き込むためには、デジタル化は不可欠であり、デジタルを通じて若い世代にも役割を与えることで活動に巻き込めるのではないか。

B委員： 「①参画と協働のまちづくりの推進について」で、関係住民というキーワードが出たが、今後の伊丹市における色々な活動を考えていく上で、幅広い方が話をする場、情報を共有する場などが重要になってくるのではないかと思う。答申案の【参考】にある「(2) 委員会で出た主な意見」にもあるように、テーマ型協働のプラットフォームというものが重要になってくるのではないかと思う。前回の委員会でのご意見にもあったように、新しく組織された様々な団体等からいただく様々な声を、伊丹市としても社会福祉協議会としても拾っていかなければならないと改めて考えさせられた。

会 長： 幅広い関係住民を巻き込んでいくことは重要であると思う。地域づくりにおいて、関係人口と言うこともあるが、そこに住んでいる人だけではなく、何かしら関心、関わりを持たれて地域と繋がっていくという方も重要であるということは、伊丹市も含め全国的にも広がっていると思う。地域ラウンドテーブルと言われるような、特定の人だけではなく、地域の方、社会福祉協議会の方、NPOの方など、色んなセクターの人が出会って、情報を交換し、活動をすることで新しいものが生まれると

いうことは大事だと思う。そういうことを仕掛けていくことが市民まちづくりプラザの役割のひとつであり、行政はそのバックアップが求められるのではないかと思う。

D委員： 答申書の内容としては、【参考】も含めるものと認識していいのか。

事務局： おっしゃるとおり。

D委員： 条例の見直しに関わる当委員会が、コロナ禍の厳しい状況において開催されたことはとても重要なポイントだと思う。【参考】よりも前の内容にはそのあたりの記載がないが、当委員会を振り返る際、コロナ禍において条例の見直しを実施する中でデジタル化の必要性に関する議論がなされたことにより、それらの内容が反映された答申書が作られたという経緯が分かるようにしておく必要があると思う。

答申案の内容については、各委員が発言されたとおりであり、この内容でいいと思うが、答申の内容を実施するのは大変なことである。例えば、解説書の改訂については、市民にとって分かりやすく正確なものにすることはかなり大変なことだと思うが、行政の責任として作ってほしい。デジタル化に関しても、進めることは必須であるが、行政側が一方的に進んでしまい、市民が追いつかないようなものはまずく、市民の情報リテラシーの向上とセットである必要がある。または、市民に使いこなせるようなユーザーフレンドリーなDXということが大事である。コロナワクチンの予約システムが使いやすかったのかという問題もあるわけで、デジタル化を進めるというのは、使う側の視点に立つということがとても重要であり、その視点を持って進めてほしい。

プラットフォームについても、作ったとしても誰にも利用されなければ単に作っただけとなってしまうので、利用される方が何を望んでいるのかということ踏まえた上でのプラットフォームである必要があると思う。

会 長： コロナ禍であることを踏まえデジタル化を進めていくというように、

新しい市民活動の様式みたいなものを模索していかなければならないと思う。これはコロナ禍が終息したとしても、新しい使いやすい方法が生まれたら積極的に活用していける。例えば、Z o o mを活用した会議は、集まることができない状況から利用が進んだが、結果として遠方の方など普段参加が難しい方の参加も可能となるといったメリットもある。

解説書についても、市民目線で分かりやすく作るということは大事だと思う。条例の理解促進のためのパンフレットもあるが、中身の解説そのものが必要かと思う。

A委員： 前回さまざまな議論をさせていただいた中で、解説書の必要性が重要視されたことは大変良かったと思う。また、委員の皆さんからいただいた意見が答申案の【参考】の「(2) 委員会で出た主な意見」に集約されているので、答申案の全ての内容を共有できればいいのではないかと思う。

表現についてだが、2ページの(1)で単に「解説書を改訂して下さい。」というよりは、何のために解説書が必要なのかということが重要ではないか。条例だけでは伝わりにくいことがあるから、市民の理解を促進するために解説書を作成するのであり、社会情勢等の変化にも対応してわかりやすく説明して市民に届けるためのものとして、行政が運用するための解説書ではないと思うので、もう少し踏み込んで何のために解説書が必要なのか、どう伝えるのかという言葉盛り込んだ方がいいと思う。また、既存の解説書を見たわけではないので、委員会の答申として「改訂」という言葉が適切なのかは疑問である。

(2)の「①参画と協働のまちづくりの推進について」において、前段では、関係住民や団体等との連携による「参画と協働のまちづくり」に携わる仕組みを検討して下さい。」とある一方、最後が「どのように市民の意見を聴取するか」で終わっている部分について、市民の意見を聴

取して、市民も参画しやすいような仕組みを検討するというような、行政から一方通行ではなく、双方向性になるような締めくり方をしないと、参画と協働のまちづくりの推進というカテゴリにおいては、少し物足りないと思う。市民参画をどう促進するかという意味を入れてもらえればと思う。

「(2) 委員会で出た主な意見」では、「コロナ禍において」の記述で、コロナ禍は情報の発信だけではなく、働き方にも変化を生じさせている。市民生活においては、オンライン化が進むことや家族の関係性など、さまざまなことを見直す機会になったので、コロナ禍の状況で参画と協働のまちづくりが変化しつつあるという内容を入れておいた方がいいのではないか。

また、「デジタル化が一気に進む中で、若い世代に効果的に情報発信する手法として…」とあるが、コロナ禍において、情報の伝達や入手のあり方が課題として浮き彫りになったから、デジタル化を重要視するという流れにしておかないと、デジタル化と若い世代が短絡的に結びついてしまい、ハイブリッドは高齢者のためだけというように見受けられてしまうので、一元的に決めつけないような書き方がいいのではないかと思う。

会 長： 解説書の改訂について、前回の議論でもあったが、条文だけでは解釈のイメージが分からない時に、解説書があると条例の意味が分かって理解が深まるということになるので、委員からの意見をもとに修正していただければと思う。

A委員： (2)の①については、一段落目と二段落目のみでよく、まちづくりに携わる仕組みを検討するという中に、市民の意見の聴取ということも包括されるので、三段落目は削除してもいいのではないか。

会 長： 委員ご発言のとおり、三段落目は確認のため敢えて付け加えているということが趣旨かと思うが、委員の皆さんのご意見はいかがか。

D委員： 残す場合は、参画と協働のまちづくりの仕組みをさらにバージョンアップしていくといった話になると思う。それはデジタル化とも関連すると思うが、オンラインのフォーラムも一部では実施されており、新しい参画と協働の仕組みというものが徐々にできているので、それらを利用していくという意味で、意見聴取の手法ではなく参画と協働のまちづくりの手法をもっと多様化していくというような表現が適切ではないか。

会 長： そういう意味であれば、一段落目の「参画と協働のまちづくりに携わる仕組みを検討」という部分に包括されると思うので、三段落目については、「どのように市民の意見を聴取するか」を削除することで、より幅広い意味になるのではないか。

A委員： 「新しい」という言葉は入れておいた方がいいのではないか。

会 長： 三段落目は「参画と協働のまちづくりをさらに進める上で、新たな手法も含め、様々な手法を検討して下さい。」という形でよろしいか。

解説書について、行政の見解を伺いたい。

事務局： 委員の皆さんのご発言にもあったように、市民の皆さんの視点に立って分かりやすいという点が非常に重要であると考えている。既存のパンフレットにおいては、条文の解釈までは踏み込んで書かれていない一方、市民の皆さんに対してまちづくり基本条例の理解促進を図るために作成したものであるため、パンフレットに解釈や条例に紐づく各種制度等を盛り込んだものに作り替えていきたいと考えており、答申における表現を「解説書の改訂」とさせていただいた。

会 長： パンフレットの手直しというわけにはいかないのではないかと思う。例えば、市民という言葉の解釈が条文によっては違っている部分もあり、解釈が異なることは問題ではないが、解釈を明記しておかなければ市民が間違った解釈をしてしまう。パンフレットとすると、そのあたりが曖昧になってしまうので、差別化を図り、解説書を整備するべきでは

ないか。

事務局： パンフレットの単なる手直しというのではなく、既存のパンフレットには盛り込まれていない解釈に関する内容を新たに盛り込みたいと考えている。

D委員： パンフレットと解説書の二本立てにしてはと思う。

事務局： パンフレットは市民の皆さんにとって一番身近で分かりやすいと思うので、例えば、現状パンフレットに添付している条例の全文に、分かりやすい解説を記載させていただければと考えているが、パンフレットの改訂が解説書になるわけではないというご指摘かと思うので、改訂ではなく作成という表現が適切ということによろしいか。

会 長： 解釈に関する解説書があるとのことなので、それを改訂すればいいのではないか。それは啓発用のパンフレットとは性質が違うと思うので、委員からのご指摘のように、二本立てにすればいいと思う。

事務局： ご指摘いただいたように、表現を修正したいと思う。

会 長： 作成という趣旨の表現に修正することとする。広く共有できるものとして、条文ができた背景や考え方が分かるような解説書があればいいということだと思う。

D委員： 作ることも重要だが、作るだけではなく市民が誰でも読むことができる状態にしておくということも重要なので、その旨も記載してほしい。

会 長： Web上でも条例とセットで見ることができるようにしてほしい。パンフレットとも連動するような形で、分かりやすくすぐにアクセスできるようなものにしてほしい。

A委員： コロナ禍で浮き彫りになったまちづくりに関することについて、デジタル化が単に若い世代やタブレットの活用に結びつかないように、働き方や家族のあり方、市民活動などが変わり、市民参画の仕組みや情報提供、共有のあり方に関する課題が見えてきたという背景がわかるようにしてほしい。

会 長： コロナ禍において自治会活動など集まって会合できないことやまち協の総会がオンライン化されるなど、変化があったのではないか。市民活動や地域活動の形が変わらざるを得なかったという背景は書く方がいいのではないか。その結果、デジタル化や新たな手法に取り組んでいるということだと思う。

事務局： 「(2) 委員会が出た主な意見」については、これまでの委員会の会議録から引用させていただいている。コロナ禍において単にデジタル化を進めることに繋げるのではなく、働き方や地域活動等のあり方の変革により、デジタル化を進めるというように経緯を加筆してはいかがかというご意見かと思うが、このご意見については、本日の委員会において答申案に関してご議論いただく中で、新たにいただいたご意見として、加筆させていただければと思うがよろしいか。

会 長： それで問題ない。各委員よりご意見をいただいたが、他にご意見はよろしいか。

A委員： (2) 委員会が出た主な意見の【その他】の4点目の内容は、何を提起しているものか。

事務局： 前回ご欠席された委員に対して、前回議事内容をご報告した際にいただいたご意見である。解説書がないことにより、色々な解釈ができることもあり、例えば、市民という文言においても広く捉えるためにあえて定義づけしていないという経緯はあるにせよ、一つの条例の中で、同じ言葉が条文ごとに異なった意味で使われることは通例ではないことから、次に条例の中身を大きく改正する際には、併せて改正するという認識を共有しておくことが重要であるとのご意見だったので、答申において記載させていただいた。

A委員： その場合、「今回の見直しでは条例の改正はしないが」といった記載が冒頭に必要ではないか。

事務局： ご指摘のとおり、修正させていただく。

会 長： 各委員よりご意見をいただいたので、答申書における今後の事務局との調整については、私にお任せいただいてもよろしいか。

各委員： 問題ない。

会 長： 答申については、委員会を開催せず事務局より市長にお渡しいただけるのか。

事務局： おっしゃるとおり。

会 長： 以上で、本日の議事が全て終わったので、これで終了したいと思う。臨時委員は今回で最後になるかと思うが、今後のながれについて、事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 委員の皆様におかれては、昨年より半年近くにわたり条例の見直しについてご審議、ご議論いただき、感謝申し上げます。本日で、今年度の委員会は終了するが、答申を提出いただくまでは任期が継続しているので、よろしく願い申し上げます。

なお、臨時委員以外の委員の皆様におかれては、令和4年度の公募型協働事業提案制度の審査を例年どおり、夏頃に予定しているので、引き続き、よろしく願い申し上げます。

会 長： それでは、これで令和3年度第5回伊丹市参画協働推進委員会を終了する。

以上の通り、令和3年度第5回伊丹市参画協働推進委員会会議録として、確認します。

(以下、署名2名。)